

諮問日：平成28年3月18日（平成27年度（最情）諮問第30号）

答申日：平成28年6月28日（平成28年度（最情）答申第19号）

件名：憲法週間における最高裁判所判事の視察に際して受領した各高等裁判所及びその管内に関する概況説明資料の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

憲法週間における最高裁判所裁判官の視察に際して受領した別紙記載1から7までの文書の最新版（以下「本件各開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件各開示申出文書はいずれも取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件各開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成28年2月1日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

憲法週間における最高裁判所裁判官の視察に際し、広島高等裁判所は、最高裁判所に対し、広島高等裁判所及びその管内に関する概況説明資料を提供していると思われる。そのため、最高裁判所は、他の高等裁判所からも、当該高等裁判所及びその管内に関する概況説明資料を提供させていると思われるから、本件各開示申出文書は存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、次のとおりである。

- 1 通常、憲法週間における最高裁判所判事視察では、視察を受ける裁判所において同裁判所に関する概況説明が実施されていると聞いているが、その際に使

用される資料については、最高裁判所事務総局から各高等裁判所及び視察を受ける裁判所に対して提出を求めている。

したがって、各高等裁判所又は視察を受ける裁判所が概況説明に関して資料を作成したとしても、最高裁判所事務総局はそれを取扱していない。

- 2 最高裁判所判事が、視察を受ける裁判所又は高等裁判所から、概況説明時に資料を手渡されたり事前に送付されたりすることもあり得るところであろうが、それらの資料は最高裁判所判事個人の手持ち資料であり、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものではない。

すなわち、当該資料は、説明者が説明の便宜のために供したものであり、視察者である最高裁判所判事以外の者が利用することは予定されておらず、最高裁判所判事が、視察を受ける裁判所及びその地域の状況を見極めたことにより、当該文書を不要と判断すれば、廃棄が可能である。また、当該資料については、視察後に最高裁判所が組織的に利用することは予定されておらず、他の職員が利用できる職員の共有の保存場所である執務室の書架等にも、該当する資料は存しない。

なお、最高裁判所判事付秘書官（以下「秘書官」という。）が視察資料を事前に又は視察の場で受領することはあり得るが、これは最高裁判所判事に渡すためにすぎず、現に受領後すぐに渡しているため、秘書官が視察資料を保有することはない。

- 3 以上のとおり、本件各開示申出文書をいずれも取得していないとした原判断は妥当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年3月18日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年4月25日 審議

④ 同年6月22日

審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件各開示申出文書は、憲法週間における最高裁判所判事の視察に際して受領した広島高等裁判所を除く高等裁判所及びその管内に関する概況説明資料である。最高裁判所事務総長は、本件各開示申出文書をいずれも取得していないと説明しているから、その存否について検討する。

2 最高裁判所事務総長は、最高裁判所判事が憲法週間に各地の裁判所を視察する際には、視察を受ける裁判所において、当該裁判所の事件動向等のほか、所在する都道府県の地域性及び特色について説明を受けていると聞いているが、最高裁判所事務総局において、当該説明に際して使用される資料の提出を求めてはならず、当該文書を取得していないと説明するところ、最高裁判所事務総局が、上記資料を利用し、又はこれを保存する必要性はうかがわれないから、上記説明は合理的であると認められる。

また、最高裁判所事務総長は、最高裁判所判事が視察を受ける裁判所から取得する資料について、最高裁判所判事が当該裁判所から説明を受けるに際し、説明内容を容易に把握することができるよう、説明の便宜のために供されたものであると説明するところ、上記資料がそのようなものであれば、これを受け取った最高裁判所判事において、説明内容を把握すれば、その後の処分を委ねられていると解される。そうすると、上記資料は、最高裁判所の職員が組織的に用いるものとして、最高裁判所が保有することを予定しているものとはいえず、取扱要綱記第1に定める司法行政文書には該当しないものと認められる。

さらに、最高裁判所事務総長は、秘書官が上記資料を受領することはあり得るが、それは最高裁判所判事に渡すためであり、秘書官がこれを保有することもないと説明するところ、当該説明に不合理な点は見当たらない。

3 以上を総合すると、最高裁判所においては、本件各開示申出文書を取得していないと認められる。

これに対し、苦情申出人は、広島高等裁判所から概況説明資料の開示を受けたことがあることをもって、本件各開示申出文書を最高裁判所が保有しているといえと主張するが、視察を受ける裁判所又はその所在地を管轄する高等裁判所が視察に関する資料を保有していたことがあったとしても、そのことをもって最高裁判所がこれを保有していたということができないのであって、上記主張は上記判断を左右するものではない。

- 4 以上のとおりであるから、本件各開示申出文書をいずれも取得していないとして不開示とした原判断については、最高裁判所においてこれらを保有していないと認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人

別紙

- 1 東京高等裁判所及びその管内に関する概況説明資料
- 2 大阪高等裁判所及びその管内に関する概況説明資料
- 3 名古屋高等裁判所及びその管内に関する概況説明資料
- 4 福岡高等裁判所及びその管内に関する概況説明資料
- 5 仙台高等裁判所及びその管内に関する概況説明資料
- 6 札幌高等裁判所及びその管内に関する概況説明資料
- 7 高松高等裁判所及びその管内に関する概況説明資料